●香川県告示第２０２号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第１項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和８年11月４日

香川県知事　　池　　田　　豊　　人

１　形質変更時要届出区域

丸亀市昭和町31番１の一部、31番２の一部、32番１の一部、32番２（次の図に示す部分に限る。）

２　土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

四塩化炭素、ジクロロメタン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、ポリ塩化ビフェニル、有機りん化合物

３　土壌の汚染状態が土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

（「次の図」は省略し、その関係図書を香川県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）